

役員報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本精神科看護協会（以下「本協会」という。）の役員
の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。本規程をもって定款第34条第1項が
規定する役員報酬等の支給の基準とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによ
る。

- (1) 役員とは、定款第23条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、本協会を主たる勤務場所とし、常時勤務する理事をいう。
但し常勤の役員のうち、代表理事を除く使用人としての職務を兼務する者は使用人
兼務役員とする。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤以外の役員をいう。
- (4) 役員報酬とは、本協会が役員に対して役員としての職務遂行の対価として支給する
財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず次項に記載する費用とは明確に
区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行にともない発生する通勤費、宿泊費を含む旅費交通費、振込
手数料等の経費をいう。
- (6) 役員報酬等とは、役員報酬および役員退職慰労金をいう。
- (7) 役員退職慰労金は、本協会が常勤の役員に対して、役員退任に起因して支給する。

(役員報酬等の支給)

第3条 本協会の理事は、原則として無給とする。ただし、業務執行理事に対しては役員報
酬を支給することができる。また、使用人兼務役員に対しては、役員報酬とは別に使用人
分としての給与を明確に区分して支給する。ただし、代表理事は使用人兼務役員に該当せ
ず、使用人分の給与支給の対象とはならない。

監事の役員報酬は役員としての業務1日当たりにつき2万円を上限とする日額を算定
基準とし、年間の監事の役員報酬支給額は社員総会が定めた額を超えてはならない。

- 2 業務執行理事の役員報酬は役員報酬表(別表1)に従い、理事会の決議を経た額とする。
役員報酬の額は、事業年度ごとに理事会が見直しを行い、適宜、変更することができる。
- 3 常勤の理事には賞与を支給しない。
- 4 常勤の役員が任期の満了により退任または在任中に死亡により退任したときは、その
在任期間に応じ役員退職慰労金を支給することができる。
但し、使用人としての使用人兼務役員に対しては、使用人としての退職手当支給規程に従

うものとし、その場合には別途役員退職慰労金は支給しないものとする。

常勤役員の退任に際して、理事会は役員退職慰労金支給案を策定し、当該役員の退任前または退任直後に開催される社員総会に提案し、社員総会の決議により支給を決定するものとする。

役員退職慰労金支給案は、当該役員の在職1年度ごとに各年度に支給された月額 of 役員報酬額の $55/100$ に相当する額を上限として在職年数分を累計した金額とする。

5 常勤の理事でない者が、研修会の講師を行うなど特別な技能を要する業務を遂行した場合には、当該業務の対価を支給する。この場合の額は別表2に定める支給基準を適用して算出する。

6 役員報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(役員報酬の支払方法)

第4条 役員報酬は、常勤の理事には毎月25日に現金あるいは本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことにより支給する。監事に対しては、その都度の役員としての業務終了後速やかに現金あるいは本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことにより支給する。

(公表)

第5条 本協会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項で定める役員報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 本規程の改正は別表を除き社員総会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 本規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 本規程は、本協会の一般社団法人設立の登記の日から施行する。

2019年6月21日 一部改定

(別表1) 役員報酬表

下記の金額を上限として理事会が定める額

使用人兼務役員報酬表 (常勤)

1. 代表理事

会 長・・・月額 900 千円 (1名)

副会長・・・月額 810 千円 (~3名)

2. 業務執行理事・・・月額 20 千円 (~10名)

(使用人としての給与とは別区分)

使用人兼務役員を除く業務執行役員 (非常勤)

1. 代表理事

会 長・・・360 千円/年

副会長・・・300 千円/年

2. 業務執行理事・・・240 千円/年

(別表2) 研修会講師等の特別な技能を要する業務を遂行した理事に対する支給基準

医師、教授、看護部長	時給 14,000 円
准教授、副部長	時給 12,000 円
上記以外の者	時給 10,000 円